№

**めむろステーションギャラリー使用許可申請書**

令和　　年　　月　　日

芽室町長　手 島　　旭　　様

（商工労政課商業振興係）

(住所)

申請者 (氏名)

(電話)

次のようにめむろステーションギャラリーを使用したいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用責任者 | 住所氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　 |
| 使用人数 | 　名 |
| 使用期間 | 自　令和　　　年　　月　　日（　曜日）至　令和　　　年　　月　　日（　曜日） |
| 使用備品 | ピクチャーレール　　　　１　２　３　４　５　掲示ボックス　　　　　　１　２　３　４　５　ギャラリーウインドウ　　１　２　３　４　５　６ |

＊使用備品欄は、使用する備品番号を○で囲んでください。

**めむろステーションギャラリー使用許可許可書**

上記申請内容によるめむろステーションギャラリーの使用を許可します。

使用にあたっては、別紙留意事項を順守されご利用ください。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　芽室町長　手　島　　旭

**別紙**

**めむろステーションギャラリー使用にあたっての留意事項**

**１　使用時間**

　　　　午前６時３０分から午後１１時まで使用できます。

　　　　この時間には準備、後片付けが含まれます。

**２　使用許可の取消し及び停止**

　　　　次の場合は、使用許可の取消しまたは停止をすることがあります。

* 使用する権利をほかの者に譲渡、または転売したとき。
* 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
* 公用で使用する必要が生じたとき。
* その他町長が必要と認めたとき。

**３　営利行為等の禁止**

　　　　展示品の販売ならびに観覧料金等の徴収など営利と認められる行為及び宗教活動、政治活動等にかかわる行為は禁止するものとする。ただし、町長が特に地域振興に寄与すると認めたものについてはこの限りでない。

**４　催し関連物品及び展示品の管理**

　　　　使用期間中の「催し関連物品及び展示品」（以下「物品等」という。）の管理は、主催者が責任をもって行ってください。

　　　　従って、町では一切の責任は負いません。

　　　　物品等は、使用満了日に必ずお引き取りください。

　　　　町では、引取りのない物品等については撤去し、処分することがあります。

**５　物品等の制限**

　　　　催し及び展示については、次のことをお守りください。

　　　　ア　ガス、火気等を使用する必要がある場合には、事前に承認を受けてください。

　　　　イ　次の催し物及び展示品については、ご遠慮ください。

* 床面等を壊したり、汚したりする恐れのあるもの。
* 公の秩序または風俗を乱す恐れのあるもの。
* 刃物等を素材にし、危険を及ぼす恐れのあるもの。
* その他鑑賞者及び見物人に著しく不快感を与えるもの。